

平成29年 第11回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：平成29年 6 月 22 日（木）午前10時00分

場 所：教育委員会室

平成29年6月22日

## 東京都教育委員会第11回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 議 案

第42号議案及び第43号議案

東京都公立学校教員の懲戒処分等について

#### 2 報 告 事 項

- (1) 平成30年度使用都立高等学校（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）用教科書の調査研究資料について
- (2) 東京都立高等学校入学者選抜英語検査改善検討委員会の設置について
- (3) 東京都公立学校教員採用候補者選考の改善策について
- (4) 平成30年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定に関する実施要綱・同細目について
- (5) 「いじめ防止対策推進法」第30条第1項に基づく報告について
- (6) 東京都公立学校教員の懲戒処分について

教 育 長	中 井 敬 三
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	山 口 香
委 員	宮 崎 緑
委 員	大 杉 覚
委 員	秋 山 千枝子

事務局（説明員）

教育長（再掲）	中 井 敬 三
次長	堤 雅 史
教育監	出 張 吉 訓
総務部長	早 川 剛 生
都立学校教育部長	初 宿 和 夫
地域教育支援部長	安 部 典 子
指導部長	増 渕 達 夫
人事部長	江 藤 巧
福利厚生部長	太 田 誠 一
教育政策担当部長	古 川 浩 二
教育改革推進担当部長	増 田 正 弘
特別支援教育推進担当部長	浅 野 直 樹
指導推進担当部長	宇 田 剛
人事企画担当部長	鈴 木 正 一
(書 記) 総務部教育政策課長	岡 部 涉

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、平成29年第11回定例会を開会します。

本日は、朝日新聞社外5社、個人は9名から傍聴の申込みがございました。また、頭撮りは特にありません。以上について許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可いたします。入室させてください。

### 日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないとといった行為も退場命令の対象となりますので、御留意願います。

### 議事録署名人

【教育長】 本日の議事録署名人は、秋山委員にお願いします。

### 前々回の議事録

【教育長】 前々回5月25日の第9回定例会の議事録については、先日配布しまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認いただきたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第9回定例会の議事録は承認を頂きました。

前回6月8日の第10回定例会の議事録が机上に配布されています。次回までに御覧いただき、次回の定例会で承認を頂きたいと存じます。

非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第42号議案及び第43号議案並びに報告事項（5）及び（6）については人事等に関する案件ですので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、ただいまの件については、そのように取り扱います。

## 報 告

（1）平成30年度使用都立高等学校（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）用教科書の調査研究資料について

【教育長】 それでは、報告事項（1）平成30年度使用都立高等学校（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）用教科書の調査研究資料についての説明を、指導部長、お願いします。

【指導部長】 それでは、平成30年度に都立高等学校、中等教育学校後期課程及び都立特別支援学校の高等部で使用いたします教科書の調査研究資料を作成しましたので、御報告させていただきます。

お手元の報告資料（1）を御覧ください。「1 調査研究の対象となった教科書」でございますが、今回、「高等学校用教科書目録（平成30年度使用）」に登載された文部科学省検定済み教科書のうち、平成28年度に行われた文部科学省の教科書検定において、新たに合格した213点について調査研究を行いました。都立特別支援学校の高等部で使用する高等学校用教科書については、教科書調査研究資料の特別支援学校用として、別途調査研究をしております。これらは全て現行の学習指導要領に基づいて編集された、主に中学年用の文部科学省検定済みの教科書でございます。

これらの教科書について調査研究をし、作成した資料が、報告資料のほかにお配りしております「平成30年度使用高等学校用教科書調査研究資料（共通教科）」、同じく「平成30年度使用高等学校用教科書調査研究資料（専門教科）」、「平成30年度使用高等学校用教科書調査研究資料（特別支援学校）」の3種類の冊子でございます。

次に、「2 都立高等学校等において使用する教科書の調査研究の項目」について

でございます。調査研究の項目は、内容、構成上の工夫の二つでございます。内容については、学習指導要領の各教科、科目の目標等を踏まえ、事項別にこの目標等と関連する各教科書の内容について、数値データ等として一覧表にまとめたものでございます。

なお、全教科において、防災や自然災害の扱い、オリンピック・パラリンピックの扱いについて調査研究を行っています。また、一部教科については、学習指導要領、東京都教育委員会の教育目標等に基づきまして、北朝鮮による拉致問題の扱い、一次エネルギー及び再生エネルギーの扱いなどに関しても個別に具体的に調査を行いました。

「3 都立特別支援学校の高等部において使用する教科書の調査研究の項目」についてですが、障害のある生徒の実態等を踏まえ、内容及び構成上の工夫の2区分で調査研究を行いました。

これらの調査研究の概要については、報告資料に添付しております調査研究資料の抜粋版を御覧いただきながら、具体的に説明していきたいと思っております。

各ページ番号を振っておりますので、それに基づいて御覧ください。

2ページには、高等学校の共通科目の目次がございます。平成29年3月に新たに検定に合格した教科書は、主に中学年用の教科書となっております。共通教科については目次にあります7教科、27種目でございます。

4ページをお開きください。この冒頭で採択権限や調査研究に当たっての基本的な考え方をお示ししております。内容は大きく3点ございます。1のすぐ下「公立学校で」と記述がありますが、1点目は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定によりまして、公立学校の教科書を採択する権限は、所管の教育委員会に属してございまして、都立学校の場合は、都教育委員会に採択権限があるということでございます。2点目が、2段落目、この教科書調査研究資料を策定するに当たりましては、各教科書の特徴や違いが簡潔・明瞭に分かるように配慮して作成したということでございます。3点目は、その次の段落ですが、各都立高等学校等においては、校長の責任と権限の下、校内に教科書選定委員会を設置し、生徒の実態等を踏まえて教科書の調査研究を行うとともに、都教育委員会の作成する教科書調査研究資料

を十分に活用して、最も適切な教科書選定を行うということでございます。

次に、調査研究の具体的な内容について、日本史Bを参考にして御説明しますので、7ページをお開きください。平成30年度に使用される日本史Bの教科書8点でございます。このうち今回調査研究を行いましたのは、検定済年が平成29年となっている下の6点でございます。検定済年が平成24年、平成28年となっている教科書2点については、昨年度までに調査研究をしておりますので、その結果を掲載しております。

8ページをお開きください。「2 学習指導要領における教科・科目の目標等」を示しております。

9ページに、調査項目等を具体的に掲載しております。(1)内容、(2)構成上の工夫の2区分で調査研究を行っております。

まず、(1)の内容についてでございますが、アとして調査研究の総括表、イとして調査項目の具体的な内容で構成されております。アの調査研究の総括表については、学習指導要領の各教科・科目の目標等を踏まえて設定した調査項目について、該当する箇所数、ページ数などを調査しております。イの調査項目の具体的な内容については、教科書の特徴や違いをより明確にするため、教科書の具体的な内容を調査しております。例えばイの①bとして、「地域の文化遺産、博物館や資料館の調査・見学などを取り入れるよう工夫している学習の内容」のように、アの調査項目では記述が何か所あるかという個数だけですが、こちらでは具体的な記述の概要まで示しております。

その他としまして、下にアスタリスクを付している事項のように、都教育委員会として個別に具体的に調査を行った事項がございます。これらの事項を設定した理由でございますが、②に具体的に調査研究する事項を設定した理由等と示しておりますように、学習指導要領の内容の取扱いに示されていたり、都教育委員会の基本方針に示されていたりすることについて、どのような文章がどの程度掲載されているかということ調査することにより、各教科書での扱いについて具体的に比較検討できるようにしたためでございます。

続きまして、(2)構成上の工夫に関する調査結果でございます。各教科書の構成

等について、特に工夫されている点について調査研究を行ったものでございます。

それでは、調査結果を実際に御覧いただきたいと思っておりますので、10ページをお開きください。調査研究の総括表に調査結果をまとめてございます。調査項目ごとに、該当の記述が教科書全体にどの程度占めるかということのパーセンテージを示しています。例えば古代に関する記述の総ページに占める割合を見ていただきますと、上から3番目の東書は10.8パーセントとなっています。ここで見ていただくと、古代に関する記述の割合は東書が一番多いということがわかります。

次に、11ページを御覧ください。「別紙2-1」【(1) 内容イ 調査項目の具体的な内容 b 地域の文化遺産、博物館や資料館の調査・見学などを取り入れるよう工夫している学習の内容】とあります。これについての具体的な記述を教科書別にまとめているのがこのページになります。

13ページ、【(1) 内容イ 調査項目の具体的な内容 我が国の領域をめぐる問題の扱い】という表題があります。このように13ページ以降、28ページまでの間に、その具体的な内容を教科書別にまとめたものを掲載してございます。

29ページを御覧ください。【(2) 構成上の工夫】についての結果をまとめ、教材や資料の掲載、学習活動の設定など各教科書の工夫された部分を掲載しております。高等学校用の教科書の調査研究の概要については以上でございます。

31ページからは、特別支援学校用についての調査研究内容でございます。

34ページの【特別支援学校高等部調査研究資料の構成（全教科共通）】に掲載しておりますが、調査対象とした教科書については、高等学校と同様213点でございます。調査項目については、障害のある生徒の実態等を踏まえて、内容及び構成の工夫の2区分で教科書の調査研究を行いました。

2の(1)に内容が示されていますが、内容については「学習の課題や要点が単元の初めや終わりにまとめてあり、障害のある生徒が学習の見通しを持って要点を押さえた学習ができるか」など三つの観点、そして(2)構成上の工夫については、「文字の大きさが障害のある生徒にとって適切であるか」などの5つの観点から調査研究を行い、その結果をまとめたものが、その次の36ページから37ページにお示ししているものでございます。



高等学校の専門教科については説明は割愛させていただきましたが、以上が教科書調査研究資料の説明でございます。

報告資料（１）の裏面を御覧ください。「４ 教科書調査研究資料の取扱い」が示してあります。ただいま御説明いたしました教科書調査研究資料については、各都立高等学校等に配布いたしまして、各学校に設置した教科書選定委員会において、教科書を選定する際の資料として活用することとなっております。

都教育委員会におきましては、教科書調査研究資料及び各都立高等学校等の教科書選定結果等を総合的に判断し、各都立高等学校等で使用することが適当と認めた教科書を採択いたします。

報告は以上でございます。よろしく申し上げます。

**【教育長】** ただいまの説明について御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。

**【遠藤委員】** これだけ膨大な調査研究資料をありがとうございました。一つ気になりますのが、報告資料の４ページ、「１ 採択の権限と教科書調査研究資料の役割」で、公立学校で使用する教科書の採択について地教行法の第21条で決められているということですが、「公立学校で使用する」という言葉ですが、私ども東京都教育委員会管轄の都立高校及び中等教育学校後期課程等は分かるんですが、同じ公立学校であっても、東京の場合には、千代田区立の中等教育学校の後期課程がございます。

今御説明の中で、共通教科、これだけ膨大なものについて、各学校に送って採択の資料にするということですが、千代田区の場合には教科書選定に当たって、同じ公立学校ということで東京都が手助けをして千代田区にこうした資料を送るのか、あるいは千代田区が独自でやるのか。一つの区でこれだけのものを調査研究するのは大変だと思うんです。この辺、東京都の教育委員会と千代田区の教育委員会との連携は何かあるのかお聞かせください。

**【指導部長】** 東京都教育委員会は、区市町村教育委員会に対して支援するというのも法で定められていますので、この調査研究資料については、千代田区教育委員会にも情報提供いたします。その上で、千代田区として採択を行います。

**【遠藤委員】** ありがとうございます。

【教育長】 他にいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。それでは、本件については報告として承りました。

(2) 東京都立高等学校入学者選抜英語検査改善検討委員会の設置について

【教育長】 次に、報告事項(2) 東京都立高等学校入学者選抜英語検査改善検討委員会の設置について、指導推進担当部長、説明をお願いします。

【指導推進担当部長】 それでは、東京都立高等学校入学者選抜における英語検査に関わる改善検討委員会について御説明いたします。

まず初めに、現在の入学者選抜の形と学習指導要領の関係ですが、英語の検査内容は、読む、書く、聞くの3領域について問題を出題しております。話すことについては現在検査内容に含まれておりません。しかしながら、現行の中学校の学習指導要領では、読む、聞く、話す、書くの4技能を総合的にバランスよく指導することとなっております。また、今年の3月に告示されました新しい学習指導要領におきまして、特に話すことについては、スピーチ、発表する活動と、やりとり、インタラクションという二つの領域に分かれて、話すことがますます重要視されております。

さらに、昨年9月にこの定例会に報告させていただきましたが、報告資料の一番下の枠組みを御覧ください。東京都英語教育戦略会議におきましても、「今後は、都立高校入試においても、『話すこと』を含めた4技能を測る入試の実施方法の工夫について前向きに検討すべきである」という提言を頂いております。こうしたことを踏まえて、今回検討委員会を設置することとなりました。

それでは、「1 設置目的」でございますが、ただいま御説明いたしました聞くこと、読むこと、書くことに加えて、話すことの評価の在り方について主に検討してまいります。

「2 検討事項」は3点ございます。(1) としまして、話すことを評価するための具体的な方法、(2) で導入するに際しての具体的なスケジュール、(3) でその他でございます。

「3 委員構成」は後ほど御説明いたします。

「4 スケジュール」、「5 第1回委員会の開催」でございますが、7月から11月までの間に4回程度検討委員会を開催いたしまして、年度内に提言をまとめます。第1回の会議は7月4日に開催する予定でございます。

裏面を御覧ください。委員の構成でございますが、上の囲いが親部会になります。3名の外部有識者、区市町村の指導課長代表2名、学校関係者として4名の校長先生、こういった親部会と、下の専門部会に分けて、4回に分けて検討してまいります。

私からの報告は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明について御意見・御質問がございましたらお願いいたします。

【宮崎委員】 御説明ありがとうございます。高大接続で、今、大学入試が、大学入試センターは試験名も含めてどのように変わるか注目されているところで、民間の検定試験に行く行くは丸投げになるのではないかという感じはしているのですが、外部の試験を使うということも言っております。これは高校までおりてきて、そういう選択肢も考えていくということもこの検討事項には入るのでしょうか。

【指導推進担当部長】 スピーキングのテストをするとき、幾つか形は考えられると思います。今、委員がおっしゃった外部のテストを導入するというのも一つの選択肢かと思います。ただ、高等学校の入学者選抜は、子供たちが中学校3年間、若しくは小学校まで入れると9年間、学習指導要領に基づいてどのような力を身に付けてきたかを見るべきものでありますので、例えば外部の試験ではなくて、東京都独自の学習指導要領に基づいた内容といった方向もあると思います。それも含めて、もしスピーキングテストを実施するとしたらどのような形でということも検討していただきたいと思っております。

【教育長】 他にいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、本件について報告として承りました。

(3) 東京都公立学校教員採用候補者選考の改善策について

【教育長】 次に、（３）東京都公立学校教員採用候補者選考の改善策について、人事部長、説明をお願いします。

【人事部長】 それでは、東京都公立学校教員採用候補者選考の改善策について報告させていただきます。

本日報告させていただきます改善案は、本年２月に教員採用候補者選考改善検討委員会を設置いたしまして、教員採用選考の受験者の確保と選考内容の改善等について現状の課題を整理し、今後の取組の方向性を検討し、今般報告書にまとめたものでございます。主に報告資料（３）の概要版により御説明させていただきます。

最初に、教員採用選考の受験者の確保についてでございます。資料左側上段に、受験者確保の現状について概要をお示ししておりますが、冊子の３ページにグラフがございますので御覧ください。東京都公立学校教員の年齢別分布のグラフでございます。東京都公立学校教員の年齢構成において、小学校はいわゆる団塊の世代の定年退職期のピークが過ぎ、年齢構成の山は30歳代が最も高くなっておりますが、中学校、高等学校は50歳代の半ばがピークでございます。これから大量退職期を迎えます。一方、東京都の人口は、平成29年１月時点で1,353万人と、10年前と比べまして6.5パーセント増加しており、児童・生徒数の増に伴い学級数も同様に増加しております。

冊子の４ページ、下段の左側のグラフを御覧ください。教員採用選考受験者数でございますが、民間企業の求人が高まったことや、教員の長時間労働などの勤務環境の要因等もあり、平成23年度選考をピークに減少しております。一方で、採用者数は、その右側のグラフにありますように、選考年度によって若干増減はあるものの、3,000人程度の高留まりの状況が続いています。こうした現状における受験者拡大の取組といたしましては、教員採用説明会やホームページ、メールマガジン等を利用したPRで受験者の確保を図っているところでございます。

概要版にお戻りいただきまして、資料左側の下段を御覧ください。受験者確保に関する課題でございますが、資質・能力の高い教員を確保していくためには、受験者数を確保し、競争倍率を高めていくことが重要であり、受験者数を確保するため、これまで以上に東京の教員の魅力を戦略的にPRしていくことが重要であるとし、また、地方会場選考から採用された教員の定着率が低いことが課題として挙げられておりま

す。

次に、選考内容の現状についてですが、資料右側の上段を御覧ください。現在の採用選考では、一般選考、特例選考、特別選考、大学推薦の選考区分がございまして、第一次選考では、選考区分に応じて教職教養、専門教養、論文と、第二次選考での面接（集団面接・個人面接）、そして実技を実施しております。資料の右側下段に、選考内容等に関する課題をまとめております。特例選考や特別選考では、区分に応じて教職教養、専門教養、論文を免除しておりますが、教員としての必要な知識等が備わっているかの確認が十分であるとは言いがたい面があること、また、専門教養については、分野別の基準点を設けていないため、例えば小学校（全科）の場合、算数分野で零点でも、他の分野で得点していれば合格になるケースがあること、さらに、受験者のコミュニケーション能力を把握する上で、重要である集団面接を選考の区分によって、一部免除していることが課題とされております。

資料裏面を御覧ください。受験者確保策と選考内容等の改善の方向性について御説明いたします。

資料左側、受験者確保について、「1 受験者の確保に向けた取組」の（1）学校の働き方改革の取組として、教員の意識改革、働き方の見直しなど、教育の質の維持向上と、教員の負担軽減のための取組を行い、受験者が教員を目指すモチベーションを高める必要があるとしております。

また、（2）の受験者の拡大では、アの東京の教育現場を知ってもらうため、学校見学会のアンケートで、特に地方出身の学生から東京の子供のイメージが大きく変わった、東京都の教員として働きたいという意識が更に強くなったなどの意見が出ているのを踏まえまして、文字や写真では伝わりにくい学校現場の授業や研修の様子などを撮影し、インターネットに動画配信し、東京の教育の魅力を周知する必要があるとしています。さらに、イの学校の働き方改革推進プラン（仮称）や福利厚生制度充実等について、ウでは、東京ならではの教育に生かせる施設など、東京の教員になる魅力を更に周知していく必要があるとしております。

次に、（3）の戦略的な教員採用説明会等による受験者の拡大では、アの大学説明会、イの個人相談会、ウの学校見学会について、参加者からのアンケート結果などを

踏まえ、戦略的に企画等を検討し、実施する必要があるとしております。

また、「2 教員採用候補者選考のターゲットとするエリアの検討」については、選考を実施するエリアについても検討していく必要があるとしております。

資料右側を御覧ください。「3 教員採用候補者選考内容の改善」についてですが、(1)の第一次選考の筆記試験を課す区分では、一定の資質能力が確認できていると考えている選考区分については、これまでと同様に筆記試験の免除を継続いたしますが、その他、基本的に全ての選考区分において、教職教養、専門教養、論文を課していくべきとしております。

(2)の第一次選考の専門教養の分野別最低基準点の設定では、最低基準を設定することが望ましいとしております。例えば小学校全科の場合、国語、算数、理科、社会の分野別で最低基準を設けることが望ましいというものです。(3)の第二次選考の集団面接及び個人面接を課す区分についてですが、集団面接及び個人面接は、例外なく全ての区分で課していくことが望ましいとしております。また、集団面接を更に活性化する必要があるとしております。

「4 特別選考区分及び受験資格の見直し」についてですが、(1)では、同種の選考区分については整理統合していくこと、(2)の受験資格の整理・明確化では、分かりやすい受験資格に改める必要があることとしております。

「5 期限付任用教員の翌年度採用選考の仕組みの検討」では、インセンティブの付与について検討する必要があるとしております。

以上が東京都公立学校教員採用候補者選考改善検討委員会の報告の内容となりますが、本報告を踏まえまして、平成30年度教員採用選考に向けまして、受験者の更なる拡大を図りますとともに、平成30年度教員採用選考の実施要綱を改正し、引き続き資質、能力の高い教員の確保に努めてまいりたいと思います。

説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明について御意見・御質問がございましたらお願いいたします。

【秋山委員】 詳細な御報告ありがとうございました。2ページの左側(3)に、戦略的な教員採用説明会等による受験者の拡大というのがありますが、この大学説明

会、個別相談会、学校見学会に来てくれた人はそれなりに東京の教育に興味がある人だと思えます。その説明会に参加した人たちのフォローを丁寧にしていくことも必要かと思えますが、現状ではどのようにされているでしょうか。

【人事部選考課長】 各説明会におきまして名簿を作成し、それぞれ応募を受け付けているところがございます。ただ、それをもって何かアフターケア等々していくということについては、まだこれからの課題であるかと考えています。

【秋山委員】 ウのところ、戦略的に検討する必要があると書いてありますので、是非、御検討をお願いしたいと思います。

【人事部長】 御指摘のとおり、ここでも問題にしていますが、これからは定着率の問題もございまして、関東地区の養成大学を中心に、そしてその方々に対してしっかり東京の教育の魅力をお伝えできるように、また、個別相談会では、学生が疑問に思っていることをアンケートの中から読み取って、しっかりその疑問に答えられるような相談会にブラッシュアップしていきたいと考えております。また、参加していただいた方には、今メールマガジン等で情報を発信しておりますので、そこにも登録をしていただいて、詳細に私どもの情報を丁寧に提供していきます。

【山口委員】 ありがとうございます。質問ですが、選考区分のところで大学推薦というのがあるんですが、これはどのぐらいの割合なのかということです。今、大学入試でもそうですが、幅広く競争率を上げて、そこから選抜して採っていかうというのも一つの考え方ですが、全体的に人が減っている中で、いい人材を早く確保するというところで推薦入試の割合を増やしている大学も非常に多いので、この辺りがどのようになっているのかを教えてくださいたいと思います。

【人事部長】 大学推薦は全体の受験者数の比率からいきますと1.5パーセント。実際に1万5,000人程度が受験をしている中で、約200人をちょっと超える方が大学推薦となっております。これは順次拡大してきた状況にございまして、教員養成課程を設ける大学が増えてきたことから実際は数は増えてきているのが現状です。

【山口委員】 これからの方針としては、早い段階で教員になりたいと希望している学生については、連携を取りながら、適性を見ながら確保していく。競争してというやり方もあると思いますが、試験で見切れるところと見切れないところがあります

ので、そういった意味では、将来的にこの部分をもう少し割合的には検討しながら増やしていかないと、いい人材を早く確保できないという感じがするので、是非そこも御検討いただければと思います。

【人事部長】 御指摘ありがとうございます。大学推薦と、東京都は独自に東京都教師養成塾にも取り組んでおりまして、教員に採用する前からいろいろな形で学校現場のことを理解していただく。早い時点で関心のある方に対してこちらからアプローチしているのも現状だと思います。また、学校見学会も実施しておりますが、その対象の学年を大学1期生、2期生の段階まで広げなければならないのかなということも検討してまいります。

【大杉委員】 御説明ありがとうございました。一つ質問と、関連してコメントさせていただきます。東京の魅力ということに関して、実際に東京の魅力、東京で教員になることの魅力をどのように現状を分析されて把握されているのか。他県などと比べて客観的にどのように説明できるのか。ここでいろいろ取組をされようとしている、プロモーションビデオ的なものを作るときに露骨に比較を出すわけにはいかないにしても、現状を我々自身が分かっていないといけないと思いますので、どういう取組をされているのかを教えてくださいたいというのが御質問です。

それから、コメントといいますか、東京の魅力であると同時に、教職そのものの魅力をきちんと発信していかなければいけないと思っております、特に若い世代の人たちにとっては、自らのこれからのキャリア形成をどう考えていくのか、そうしたキャリアを積んでいける場であるということ、うまく伝えられるかどうかというのは非常に大きいと思っております。

5月、6月辺りで、少し時間の都合がついたときに教職員研修センターで初任者の研修を視察させていただいているのですが、とてもすばらしい研修を行っていました。例えばそうした初任者でも、きちんと学校現場に対応していけるような研修をしています、ほかに比べてというところは、この中では言えないにしても、これだけの体制が整っています、さらに、経験を積んでいった後、こういうこともしていきますとか、そうしたことが見えるような形でうまく示していただけると、よりその魅力を伝えられると思います。



【人事部長】 御指摘のとおりだと思っています。まず、何をアピールしていくのかというお話を頂きました。私どもは、研修を中心として、東京都の教員をどうやって育成しているのかという点はしっかりアピールしてまいります。東京ならではのことで、実は採用前から実践的指導力養成講座を実施しておりますし、任用前学校体験で、実際に新規で採用される学校の配属を早目に決定して、4月から学校が始まる前にその学校を実際に体験するという取組も行っております。若手教員向けの育成研修の内容、また、その先には東京教師道場も置いてありますし、外国語、特に英語科の教員に対しては、今海外の大学に派遣をして研修しているということから、東京都の教員の育成、研修の取組をしっかりと伝えていきたいということです。

あと、これはメリットではないかということで、学生と実際に会話をする中で私どもが気付かされたことが1点ございます。東京都は大量に採用しているということで同期がたくさんいるので、小学校に分かれても、同じ地区内で、同じ立場の仲間がたくさんいるということ。これは採用された初任者の最初の言葉の中から頂きまして、それも東京都の強みだろうと受け止めたところでございます。そういうところを相談会、説明会を通してしっかりPRしてまいりたいと思っています。

【宮崎委員】 いろいろな工夫をしていただいております。ニュースバリューということから考えると仕方がないと思うんですが、世の中に出回る教育現場の情報というと、いじめとか、暴力、体罰とか、非常に大変な課題が多くて、耳塞がる思いのことが多いのではないかと思います。是非輝いている先輩たちとか、ロールモデルになるような個人個人、教員として発信したいことを持っている先生方もいらっしゃると思います。そういう前向きの情報も、いろいろなチャンネルを通して発信していくことも、遠回りのようですが、大変に有効な手段ではないかと思うんです。ですから、直接的な選考と併せて、長期目標とか戦略も考えていただいて、是非いい情報を、本当にすてきな生き方をしている方はたくさんいらっしゃいますから、そういうのがもっと一般に出るように工夫していただけるといいと思います。

【人事部長】 御指摘ありがとうございます。一部ですが、大学説明会に私どもがお邪魔して説明するときには、実は現役の若手の先生、実際、非常に頑張っている先生にも一緒に行っていただいて学生と意見交換をしていただくということも取り組ん

でおります。おっしゃったモデルについても、今後、相談会等においても、より拡充していきたいと思っております。

【遠藤委員】 資料2 ページの2のターゲットエリアの問題ですが、地方会場の合格者の定着率が低いというのは、合格したけれども東京都の教員にならないという意味なのか、東京都の教員になった後、定着しないで辞めてしまうということなのか、それが1点。したがって、今後、関東圏にウエートを移していくということですが、具体的には今の仙台、神戸、福岡はやめてしまうのか、あるいはそれに加えて関東圏の受験会場を作るのか、その2点、お伺いします。

【人事部長】 冊子の14ページの上段に表がございますが、左側が、平成22年度から平成29年度採用までの辞退率、右側が、採用された後の退職率です。網掛けになっているかと思いますが、1次選考会場が東京のところは、採用までの辞退率は8.5パーセント、地方会場は36.6パーセント、今度は採用された後の退職率が、東京会場が6.8パーセントに対して、地方会場で採用された方は13.8パーセント。ですので、合格後の辞退率が約4倍、採用後の退職率が約2倍となっております。そこで、やはり定着率に大きな差があるだろうと私どもは受け止めております。

私ども今の採用の状況からしますと、すぐに地方会場を閉じるということは今のところ考えておりません。ただ、実際これから大学へアプローチしていくに当たって、今回の報告の内容では、まず関東エリアの大学を中心に組み込んでまいりたいとなっておりますので、当面はそういう形で進めていきたいと思っております。将来的には地方のことも考えていかなければならないと思っております。

【遠藤委員】 よく分かりました。これを見ると辞退率も高いし、教員になってからの中途退職率も高い。両方、地方の採用者については定着が低いと理解してよろしいわけですね。

私どもの本業といいますか、大学と大学生の就職指導を仕事としてやっております。一昨日、私ども主催でキャリア就職指導ガイダンスをビッグサイトを借りてやったときに、当然主管の厚労省を含めて農水省に至るまで、非常に多くの省庁が参加しました。多くの省庁のテーマが地方創生絡みで、いかに大学生を地方に就職させるかというような観点で、地方の魅力のアピールを、例えば農水省ですと農業女子みたい

なことをアピールしまして、正に動画を使ったりして、いかに農業に従事する女性の魅力があるかということもアピールしていました。

その関連でいきますと、東京都の教員になるために関東圏を含めて地方の学生ということになりますと、逆に地方からクレームが出てこないか。例えば大学の場合ですと、新規の大学の定員については、東京の大学は、あるいは首都圏も、学生数を増やすなという指導、方向が出ている。そういう流れの中で東京一極集中を是正するために、地方の立場を考慮して考えることが必要だということが一般的な風潮として出てきている。そういう中で、先生の場合はこれを見て安心というか、地方の人たちは辞退もするし、退職もするというので、東京へという流ればかりではないと思って見ているのですが、東京での教員採用をアピールすることについての影響、クレームは感じたことはございますでしょうか。

**【人事部長】** 実際、皆さん併願をなさっているのが実情かと思います。5ページになりますが、上段が全国の採用者数の推移の棒グラフで、下段が全国の教員の年齢別構成のグラフになっています。東京都は、小学校においては、既に大量退職期は過ぎたということで、大量採用をしてきました。全国的には53歳とか54歳が山になります。地方はまだこれから退職期を迎えてきますので、これから採用を増やしていく。これまでは東京都に採用されることに対しては、恐らく地方は——実はある県では2桁しか採用できないので、東京の方に行ってしまうのは致し方ないと言っていた県教育委員会の担当者も実際にいました。

**【遠藤委員】** 受け皿がないということですか。

**【人事部長】** そうです。これからは少し変わってくるかなと思います。これまでそういう指摘は意識していませんでしたが、これからは私どもも考えなければいけないのかなと受け止めております。

**【山口委員】** 1点だけ教えていただきたいのですが、中学校、高等学校の各教科がありますよね。全体的な倍率は分かるんですが、教科によって非常に教員志望が少ない教科、これは東京都だけの問題ではないと思うんですが、後学のために、もし傾向とかがあれば教えていただきたいと思います。

**【人事部選考課長】** 倍率的が低いものについては、特に中高については平成28年

度実施した選考においては、英語が3.9倍ということで一番低い倍率になっております。その他、音楽、数学、美術についても5倍台ということで、この辺の教科はほかの教科に比べますと低い倍率になっております。

【山口委員】 英語教育という意味では、この辺りが非常に課題ですし、そういった人材が、先生になるのではなくてほかを目指す。ここだけでも何か対策が必要だと感じました。答えはなかなか出ないと思うのですが、よろしく願いいたします。

【宮崎委員】 採る段階で完成を求めるのではなくて、採ってから育てるというやり方もあると思います。例えば民間の教育に関するNPOとか財団とかいろいろなところでも、育てる仕組みを一生懸命考えているところがありますので、そういうところと協働して、入ってきてから育てるのも大事かと思います。そうすると、選択の視点が、意欲とか、人間性というところで採っていただくことになるかと思います。

【教育長】 他にいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。それでは、本件については報告として承りました。

#### (4) 平成30年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定に関する実施要綱・同細目について

【教育長】 次に、報告事項(4)平成30年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定に関する実施要綱・同細目について、都立学校教育部長、説明をお願いします。

【都立学校教育部長】 本件に関します実施要綱・同細目に関しましては、毎年度定めておりますことから、前年度との主な変更点を中心に御説明申し上げたいと思います。

資料の主な変更点を御覧ください。1点目は、海外帰国・在京外国人生徒卒業募集でございます。お手元の冊子では、10ページに実施要綱を記載しております。これまでの立川国際中等教育学校に加えまして、白鷗高等学校附属中学校において新たに実施するものでございます。これは、前回、6月8日の教育委員会定例会で御説明申し上げました内容でございます。

2点目、都外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者の応募資格でございます。お手元の冊子では2ページの「第3-2 応募資格審査等が必要な場合」に記載してございます。これまで、保護者が父母である場合、父母両方と都内に同居することを応募資格の要件としておりましたが、様々な家族の形態があることに配慮いたしまして、父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できないときは、その理由を出願時に明らかにした上で、父又は母のどちらか一方と同居すればよいこととするものでございます。これは高等学校入学者選抜とも共通する点でございますので、今後定めます平成30年度東京都立高等学校入学者選抜実施要綱・同細目でも変更したいと考えております。

3点目の入学手続と4点目の繰上げ合格者の決定についてでございます。お手元の冊子では、6ページの第8と第9に記載してございます。これは、平成29年度の小石川中等教育学校入学者決定における入学者手続人員を誤って発表した事故を背景に再発防止のために変更するものでございます。

まず、3点目の入学手続の変更内容です。入学手続期間内に入学意思確認書を提出しない者は合格を放棄したものとみなす点は同じですが、やむを得ない事情により、入学手続期間内に入学意思確認書の提出ができない場合は、入学手続期間内に当該都立中学校に連絡し、入学意思を伝え、当該校長が状況を把握の上、当該合格者の入学手続の取扱いを決定するというを新たに実施要綱に明記いたしました。

次に、4点目の繰上げ合格者の決定については、一般枠募集の入学手続人員が募集人員に達しない場合、当該都立中学校長が繰上げ合格者の入学意思を順位に従って電話等により速やかに確認をする開始時間を、入学手続状況の発表以降とすることを実施要綱に明記した次第でございます。

5点目の検査得点表の本人への開示でございます。お手元の冊子では8ページの「第12 本人得点の開示」に記載してございます。これは東京都立高等学校入学者選抜実施要綱で定めるものと同様の取扱いをするものでございまして、具体的には東京都個人情報保護に関する条例の趣旨に基づきまして、個人情報の保護をより徹底する観点から、保護者が開示を請求する場合は、受検票及び保護者の本人確認ができる身分証明書等の両方を提示することといたします。また、保護者が受領する場合は、

受検票、保護者の本人確認ができる身分証明書等及び受検者と保護者との関係を証明する住民票などの写しなどを提示することとするものでございます。次ページ、前回6月8日の定例会で御説明しました内容等を参考としてお示しした資料でございます。

説明は以上でございます。

**【教育長】** 本件について御意見・御質問がございましたらお願いいたします。

**【遠藤委員】** 2点目の都外在住者で入学日までにという件について、今、御説明の中でいろいろな家族の形態があるという話でしたが、ここで父と母と限定しているのが気になりました。私は出張授業に行き、お父さんやお母さんというようなことを言って、このクラスにはお父さんもお母さんも両方いない子がいますと、後で担任の先生から注意されたことがあるんです。保護者が父母以外の例えばおじさんとかおばあさんに育てられている子供もいるというようなことで、そういう限定的な言葉は使わないでくださいと注意されたことがあるんです。ここでいきますと、父又は母のどちらか一方ということになると、父も母もいなくて、その保護者が祖父母、あるいは親戚、おじさん、おばさんという場合には都立学校の受検資格がないということになるわけでしょうか。

**【都立学校教育部長】** いわゆる身元引受人がいらっしゃれば可能という取扱いを考えてございます。

**【次長】** 本編の2ページに保護者の要件が書いてございまして、今、部長が申し上げたとおり、例えば②の(1)アですと、「父母のどちらか一方又は父と母が行方不明で、父母のどちらか一方又はおじ、おば、祖父母、兄弟等と同居している者」だとか、今、委員がおっしゃったような、お父さん、お母さんと同居していない場合は、それぞれこういう扱いにしますというのはこちらに定めてございます。

**【遠藤委員】** もう相当古い話ですが、私が都立高校を受検したときは、都外の方が、東京都内にいる身元引受人みたいな人のところに同居することを条件として都立高校を受検する、あるいは区立の東京の中学にその前の段階から通ってきて、そして都立高校、いわゆる寄留による抜け道が横行していたと思うんですが、それを防ぐための条項はどこかにあるんでしょうか。

【都立学校教育部長】 出願するときや、入学手続をするときの書類に、例えば都内に転居と言っておきながら転居できない場合は、入学を取り消されたとしても仕方ないというような趣旨の一文を設けておりますのと、入学後でございますが、連絡先等を毎年度確認していますので、そういった中でも、いわゆる不正が分かるような状況にはなってございます。

【教育長】 他にいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。それでは、本件については報告として承りました。

## 参 考 日 程

### (1) 教育委員会定例会の開催

7月13日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程について、教育政策課長、お願いします。

【教育政策課長】 次回教育委員会定例会は、7月13日木曜日、午前10時から、ここ教育委員会室にて開催を予定しております。

以上です。

【教育長】 ただいま説明がありましたとおり、今回は7月13日、午前10時ということでございます。よろしく願いいたします。

## 日程以外の発言

【教育長】 その他に何かございますか。

【秋山委員】 昨日、狛江市の特別支援教室を視察に行かせていただきました。2点ほど報告します。

子供たちの学習意欲をかき立てて、子供たちの不得意とする部分へのアプローチが大変うまく指導されていました。そして、家庭への連絡方法とか、通常学級の先生方

との連携も丁寧に行われていました。これはその地区がモデル地区であったということもあると思いますが、指導教員の力量によるものが大きいと思いました。

今後の課題ですが、指導教員の力を付けていく工夫が必要かと思いました。

以上です。

**【教育長】** 今の秋山委員のお話に何かございますか。

よろしゅうございますか。

それでは、引き続き非公開の審議に入ります。

(午前11時7分)